

## 得とく可児みせ応援チケット（かにチケ）事業実施要項

### 1 目的

中小飲食店・小売店等（Kマネー協力店他）を対象としたプレミアム付店舗限定商品券（チケット）により、消費を下支えし地域の中小事業者を支援するもの。

### 2 事業概要

#### (1) 協力店要件

次の①～⑤すべてに該当する事業者を本事業の協力店とし、事前募集・登録のうえ商品券を販売できるものとする。

- ① 市内に事業所を有し、現に事業を実施していること
- ② Kマネー協力店または可児商工会議所会員・可児市観光協会会員
- ③ 中小企業基本法に基づく中小企業者等
- ④ 岐阜県新型コロナ対策実施店舗向けステッカー（ミナモステッカー）を取得・掲示していること（未取得の場合は、商品券販売開始前までに取得すること）
- ⑤ 令和2年4月以降に岐阜県が発出した休業・時短営業要請に協力していること

#### (2) チケット（商品券）シートについて

販売した協力店限定で商品・サービスの購入のみに使用できる商品券とする。なお、商品券の名称は「得とく可児みせ応援チケット」（通称：かにチケ（※））とする。

- ・ 5,000円分（500円券10片綴）を1シート（販売単位）とし、販売価格3,500円
- ・ 協力店の名称が記載されたもののみ有効（協力店への配付時に印字）
- ・ 有効期限記載は令和4年3月31日
- ・ プレミアム分1,500円は、販売実績に応じ、申請に基づき補助金として市が負担
- ・ 他の商品券等、換金性の高い品の購入は不可

※購入者（市民等）と市内店舗の双方が「得（とく）」する制度であることを表す

#### (3) チケットシートの配付・販売

販売総数60,000シート（総額300,000千円、内プレミアム分90,000千円）の販売期間を2期に分けて設定し、期別に上限数を定め、たうえで協力店からの配付希望を受け付け、配付されたシートを協力店が販売する。販売期間は別に定める。

##### ① 協力店募集（9月27日～10月11日予定）

- ・ 事業事務局業務受託事業者（以下「事務局事業者」という。）により案内・募集
- ・ 期限内に申込んだ店舗は、市民向け周知パンフレットに店舗情報を掲載
- ・ 期限後も随時申込みを受け付け（ただし、パンフレットへの掲載できない場合や、チケットシート残数との兼ね合いで参加不可能となる場合あり）

##### ② 第1期販売（11月11日～12月12日）

- ・ 対象：市民限定
- ・ 事務局事業者により、別に定める枚数を上限に協力店申込店舗から配付希望数（10枚単位）を受け付け（協力店申込みと同時）
- ・ 配付希望数に基づき配付数を決定・配付
- ・ 期末時点で販売済のシート数を基に補助金を申請（完売時也可）

③ 第2期販売（予定：12月16日～2月6日予定）

- ・対象：限定しない
- ・第1期と同様、事務局事業者により、協力店から配付希望数（10枚単位）を受け付け、配付・販売
- ・第1期配付分未完売の協力店は、完売後に配付希望数を受け付け
- ・配付希望数、配布済数及び残数を考慮し配付数を決定・配付
- ・期末時点で販売済のシート数を基に補助金を申請[必須]（完売時も可）

### 3 協力店申し込み、チケットシート配布

(1) 申し込み

対象事業者は、所定の申込書に必要事項を記入し、所定の募集期限までに事務局事業者へ提出する。併せて、チケットシートの配布希望枚数を申込書に記載し申告する。

募集期限後も随時申し込みを受け付けるが、チラシ等に掲載できない場合や、チケットの残数により事業への参加ができない場合がある。

(2) 登録

申込手続きをした事業者について事務局事業者が協力店として登録する。

(3) チケットシート等の配布

協力店は、販売期間開始前に、チケットシート等の提供を受ける。提供を受けるチケットシート数は申込時に選択した枚数とする。

(4) 登録の取り消し

本要項の各事項に違反すると認められるときは、協力店の登録を抹消する。

(5) 協力店適格事項

協力店の登録にあたっては、2(1)協力店要件に掲げる要件を満たす事業者とするが、次の事項に該当するものは対象外とする。

- ①公序良俗に反する事業又は公的な資金の用途として、社会通念上不適切であると判断される事業を行うもの。
- ②風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第4号又は第5号で定める営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行うもの。
- ③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定するもの、暴力団の構成員であると認められるもの又は暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持もしくは運営に協力し関与するもの。
- ④政治活動又は宗教活動を目的とするもの。
- ⑤事業に必要な許認可等を受けていないもの。
- ⑥登録申込時、市税及び市各種納付金の滞納があるもの。ただし、地方税法（昭和25年法律第226号）附則第59条に規定する新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例による徴収猶予の許可を受けた場合を除く。
- ⑦その他本事業の趣旨に照らし不相当と認められる状態にあるもの。

(6) 個人情報等の取り扱い

協力店は事業を通じ、チケットシート購入者の個人情報（住所、氏名他）を取り扱う

ことになるため、別紙「得とく可児みせ応援チケット事業に参加する協力店の個人情報等の取り扱いに関する遵守事項」の内容を遵守し履行することの誓約を必須とする。

#### 4 チケットシートの販売・使用

##### (1) 総則

チケットシートの販売者は、各協力店とする。なおチケットには、予め当該チケットシートを販売する協力店の店舗名が記載されており、当該店舗でのみ使用可能な専用チケットとする。

##### (2) 販売期間

チケットの販売期間は市が別に定める期間とする。

##### (3) 使用期限

チケットの使用期限は、令和4年3月31日とする。

##### (4) 販売方法

同一協力店におけるチケットの販売先は、同一名義人につき2シートを上限とする。協力店は、販売時に所定の購入依頼書の記入・提出を受ける。また、記入された名義人の氏名・住所については、本人確認書類（運転免許証等）の提示を求め確認する。なお、販売代金（チケットシート1枚あたり3,500円）の領収証の交付を求められた場合は、チケットシート表紙の領収証を使用することができる。

##### (5) チケットの使用

協力店は、チケットを持参した消費者に対し、券面記載額に相当する物品の販売又はサービスの提供を行うものとする。なお、決済額が額面記載金額（500円）を下回る場合、原則として釣銭は出さないものとする。

##### (6) チケットを使用できない場合

チケットの使用対象外となる物品又はサービスは次のとおりとする。

###### ① 現金への換金

###### ② 出資及び債務の弁済

###### ③ 不動産、金融商品、切手、印紙、ギフト券、図書券、各種金券、プリペイドカード等、換金性の高いもの

###### ④ 事業者間取引に伴う代金（商品仕入れ代金・諸経費）の支払い

###### ⑤ たばこ、宝くじ等その他本事業の趣旨に照らし不相当と認められるもの

###### ⑥ その他、各協力店において定めるもの（店頭掲示等の方法によりチケット消費者に周知する）

#### 5 得とく可児みせ応援チケット事業補助金

##### (1) 総則

協力店は、販売期間につき1回、プレミアム分に係る「得とく可児みせ応援チケット事業補助金」を市に交付申請し補助金の交付を受ける。本要項に記載する事項を含め、詳細は別途定める補助金交付要領及び可児市補助金等交付規則（昭和60年可児市規則第24号）による。

##### (2) 補助金額

補助金額は、協力店が販売期間内に販売したチケットシートの額面販売総額に10分の

3 を乗じて得た額（チケットシート1枚あたり1,500円）とする。ただし、同一名義人に2シートを超えて販売したチケットシートの額面販売額は、額面販売総額に含めないものとする。

(3) 申請時期

補助金の交付申請は、販売期間終了後又は配布されたチケットシート完売後のいずれか早い時期から可能とし、申請期限は令和4年2月28日とする。

(4) 申請方法

所定の購入者報告書に、販売実績（購入者氏名・住所・電話番号・チケットシート番号）を記入し、対応する購入依頼書と合わせて所定の補助金交付申請書に添付し、必要事項を記入し市に提出する（担当：産業振興課）。必要に応じ振込口座を指定する。

市は提出された交付申請書の内容を審査し、交付決定（兼額確定）通知の後補助金を交付する。

(5) 不正受給の防止

不正や虚偽記載による補助金受給の防止に関し、協力店登録時及び補助金申請時に協力店からの誓約を求める。

## 6 事業スケジュール（予定）

9月27日	協力店募集（チケット配布希望確認）開始【事務局事業者】	
10月11日	協力店募集締切	
11月上旬	協力店あてチケットシート、関係書類配布【事務局事業者】 新聞折込／広報かに11月号 市民向け周知【市、事務局事業者】	
11月11日	第1期販売期間 開始（対象：市民限定）32日間 ・協力店随時募集【事務局事業者】 ・補助金申請受付・交付【市】	第1期販売期間
11月中旬	第2期分協力店募集（チケット配布希望確認）開始	
12月12日	第1期販売期間 終了	
12月中旬	第2期分協力店あてチケットシート、関係書類配付【事務局事業者】	
12月16日	第2期販売期間 開始（対象：限定しない）53日間 ・協力店随時募集【事務局事業者】 ・補助金申請受付・交付【市】	第2期販売期間
2月6日	第2期販売期間 終了	
28日	補助金申請締切	
3月31日	有効期限、補助金交付完了	